

## 社会保障・税一体改革の経緯(全国知事会の取組み)

- 7月 1日 社会保障・税一体改革成案(閣議報告)
- 7月 7日 地方税財政特別委員会において「地方税財源の確保・充実等に関する提言」を協議
- 7月 14日 全国知事会議において「地方税財源の確保・充実等に関する提言」をとりまとめ
- 7月 25日 片山総務大臣(当時)に提言を説明(石井富山県知事)
- 10月 12日 地方税財政特別委員会において「平成24年度税財政等に関する提案」をとりまとめ
- 10月 18日 川端総務大臣に提案を説明(石井富山県知事)
- 11月 9日 政府税制調査会において提案を説明(石井富山県知事)
- 11月 15日 民主党税制調査会において提案を説明(平井鳥取県知事)
- 11月 17日 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会(第1回)」(中村愛媛県知事)
- 11月 18日 自由民主党税制調査会において提案を説明(石井富山県知事)
- 12月 8日 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会(第2回)」(中村愛媛県知事)
- 12月 12日 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会(第3回)」(中村愛媛県知事)
- 12月 15日 民主党税制調査会・社会保障と税の一体改革調査会合同総会において説明(石井富山県知事)
- 12月 15日 国と地方の協議の場(第3回)(山田会長)
- 12月 19日 川端総務大臣に要望(石井富山県知事)
- 12月 26日 国と地方の協議の場(第4回臨時会合) 社会保障・税一体改革分科会(第4回)  
(山田会長、中村愛媛県知事)
- 12月 29日 国と地方の協議の場(第5回臨時会合)(山田会長)
- 1月 6日 社会保障・税一体改革素案(閣議報告)
- 2月 17日 社会保障・税一体改革大綱(閣議決定)

## 社会保障・税一体改革大綱（抜粋）

### 第3章 各分野の基本的な方向性

#### 1. 消費課税

##### (1) 消費税

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実に基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実に図る。

### 第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

#### 1. 消費課税

##### (1) 消費税

税率の引上げ

消費税の税率を次のとおり引き上げる。

イ 平成26年4月1日 6.3%（地方消費税と合わせて8%）

ロ 平成27年10月1日 7.8%（地方消費税と合わせて10%）

（注3）消費税に係る地方交付税率（現行29.5%（消費税率換算1.18%））については、平成26年度から22.3%（消費税率換算1.40%）、平成27年度から20.8%（消費税率換算1.47%）、平成28年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とする。

##### (2) 地方消費税

地方消費税の税率等

イ 平成26年4月1日 1.7%（消費税と合わせて8%）

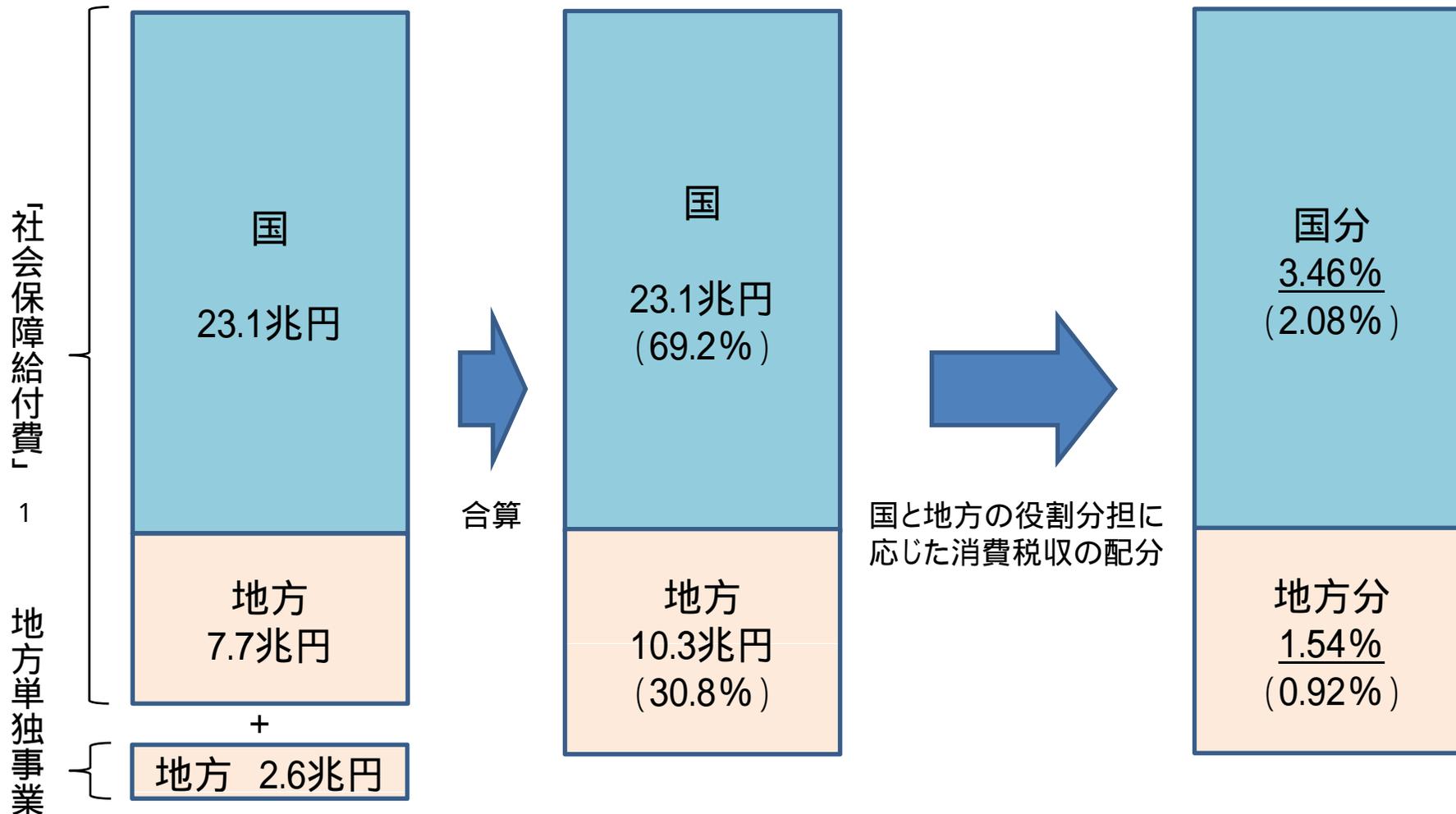
ロ 平成27年10月1日 2.2%（消費税と合わせて10%）

（注4）引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1：1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

# 国と地方の役割分担に応じた配分

社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担

消費税(国・地方)5%引上げ時の配分  
(カッコ内は、3%引上げ時の配分)



1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より  
 2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理(別添)

# 「社会保障4分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業（3.8兆円）

## 医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- ・障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）
- ・夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

## 介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

## 子ども・子育て

- ・保育所（公立・私立）
- ・幼稚園（公立・私立）
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

「則った範囲」として追加する事業（0.5兆円）

## 医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所（保健師）（注1）

## 介護

- ・養護老人ホーム等（老人保護措置費）（公立・私立）
- ・その他の施設（注2）
- ・居宅介護・活動支援等（注2）

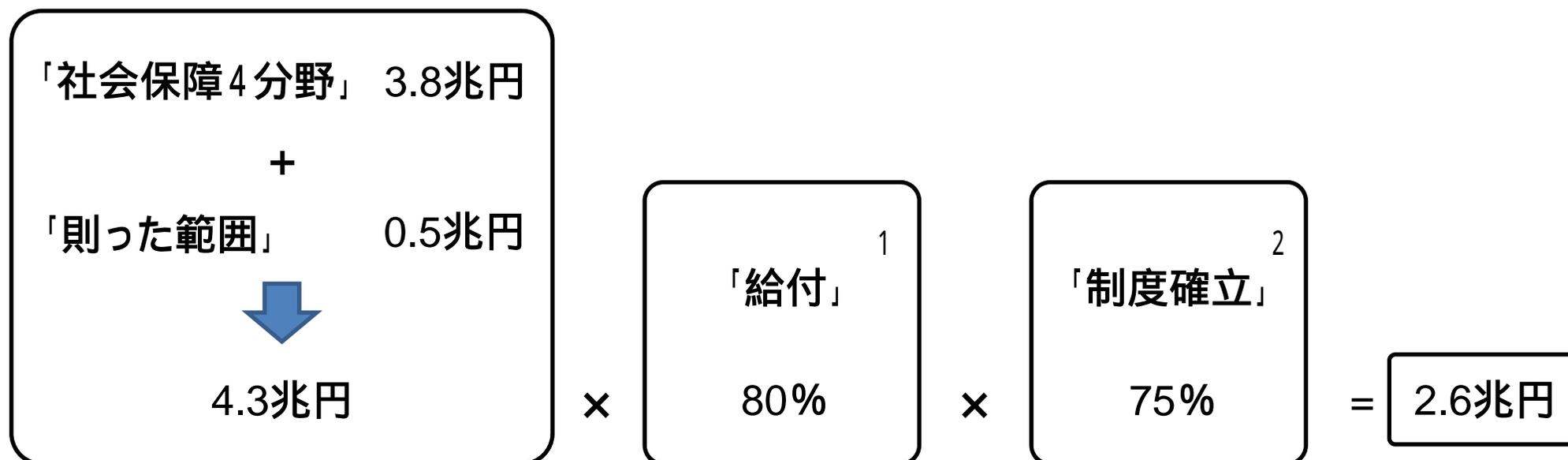
## 子ども・子育て

- ・その他の施設（注2）
- ・地域療養・居宅介護等（注2）

（注1）「保健所（保健師）」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の person 費に限定。

（注2）地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

## 役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



### 1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

### 2 「制度として確立された」ものであるかどうか

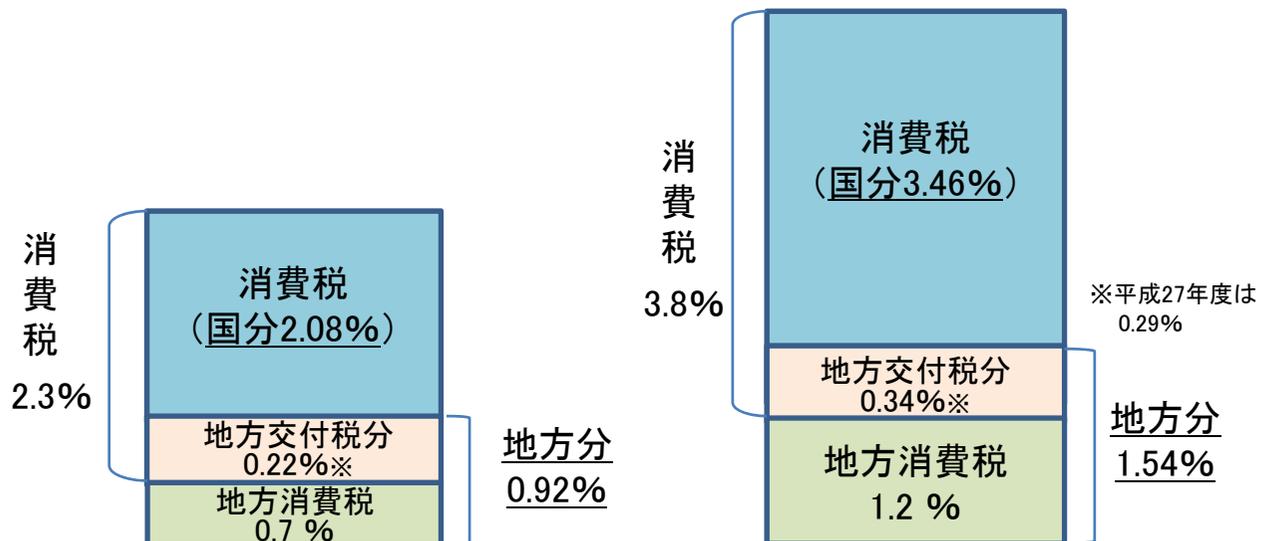
地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

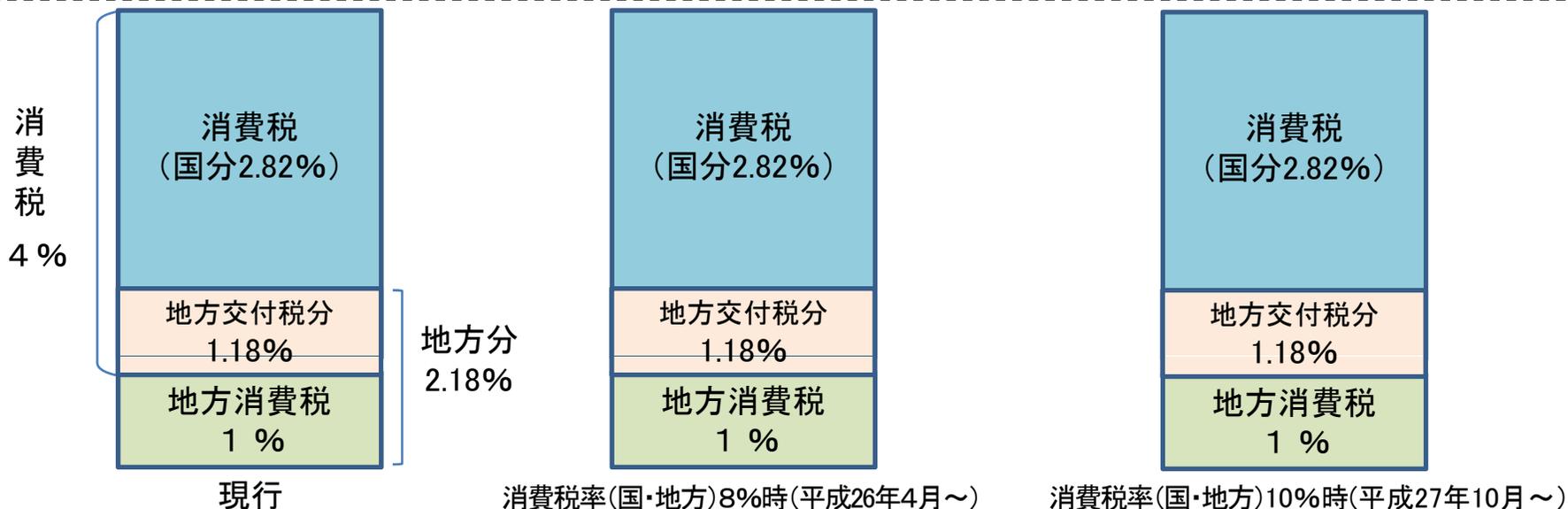
○消費税	6.3%	] (地方分3.10%)
┌国分	4.90%	
└交付税分	1.40%	
○地方消費税	1.7%	

○消費税	7.8%	] (地方分3.72%)
┌国分	6.28%	
└交付税分	1.52%	
○地方消費税	2.2%	

引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)



現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



## 社会保障・税一体改革大綱（消費税・地方消費税の用途に関する部分抜粋）

### 第3章 各分野の基本的な方向性

#### 1. 消費課税

##### (1) 消費税

消費税収（国分）は法律上は全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

### 第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

#### 1. 消費課税

##### (1) 消費税

###### 税収の用途

消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

（注1）上記の改正は、平成26年4月1日から適用する。

（注2）消費税収（国分）の用途については、予算等において明確化することとし、その具体的な方法については引き続き検討を行う。

##### (2) 地方消費税

###### 地方消費税収の用途

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確化する（社会保障財源化）。

（注）具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

(参考)所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則(抜粋)

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第1項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

## 従来の目的税の書きぶりの例(地方税)

富山県資料

### 狩猟税

(狩猟税)

第七百条の五十一 道府県は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、**狩猟税を課するものとする。**

### 軽油引取税(旧法)

(軽油引取税)

第七百条 道府県は、道路に関する費用に充てるため、及び道路法第七条第三項(中略)に規定する**指定市(中略)に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、軽油引取税を課するものとする。**

(軽油引取税等の使途)

第七百条の五十 道府県は、当該道府県に納入され、又は納付された**軽油引取税に相当する額(中略)から軽油引取税の徴収に要する費用**として総務省令で定める額を控除して得た額を、**指定市は当該指定市が同条の規定によつて交付を受けた金額をそれぞれ道路に関する費用に充てなければならない。**

< 参考: 国税の書きぶり >

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(復興特別税の収入の使途等)

第七十二条第一項 平成二十四年度から平成四十九年度までの間における**復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(中略)の財源に充てるものとする。**

## 交付税原資分の使途について

### 地方交付税法(抜粋)

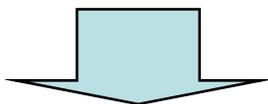
(運営の基本)

第3条 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

### 社会保障・税一体改革大綱(抜粋)

第3章 各分野の基本的な方向性 1.消費課税(1)消費税

消費税収(地方分(現行分の地方消費税を除く。))については、現行の基本的枠組みを**変更しないことを前提として、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。**



**引上げ分の消費税収の地方分(地方消費税1.2% + 交付税原資0.34%)が、地方全体の社会保障関係経費を支える主たる財源となっていること(マクロベースでの対応)を明確化することをもって、「社会保障財源化」と整理してはどうか。**  
(その場合、地方財政計画(地方交付税法第7条)などを根拠として、消費税収と特定経費との対応関係を明らかにすることとしてはどうか。)

## 地方消費税の概要

項 目	内 容								
1 . 課税主体	都道府県								
2 . 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等(役務の提供を含む)を行った事業者 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所)から引き取る者								
3 . 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来は都道府県に申告納付) 国(税関)に消費税と併せて申告納付								
4 . 課税標準	消費税額								
5 . 税 率	100分の25(消費税率換算1%)								
6 . 税 収 (平成21年度決算額)	24,131億円								
7 . 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td> <td style="text-align: center;">6/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
	指 標	ウエイト							
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8							
「人口(国勢調査)」	1/8								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8								
8 . 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数である分。								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
	指 標	ウエイト							
「人口(国勢調査)」	1/2								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2								
9 . 沿 革	平成9年 創設(平成6年改正)								

## 都道府県・市町村間の税収配分のあり方について

富山県資料

< 社会保障・税一体改革大綱(抜粋)H24.2.17閣議決定 >

・引上げ分の地方消費税の都道府県と市町村の配分については、現行の1:1を基本とし、(中略)地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

現在の地方消費税の都道府県・市町村間の配分は1:1。

地方消費税創設当時(H6税制抜本改革時)、住民税の減税分(県 1,800億円、市 8,500億円)と消費譲与税(県:市=6:5)の廃止に伴う歳入減(合計で県:市=概ね2:3)のため、地方消費税の2分の1を市町村に交付することとされたもの。

引上げ分の地方消費税の都道府県・市町村間の配分については、国と地方の配分が「社会保障四経費」に則った範囲における社会保障給付の役割分担に応じて配分されることとなることを踏まえた検討が必要。

< H24.1.5 時事通信 >

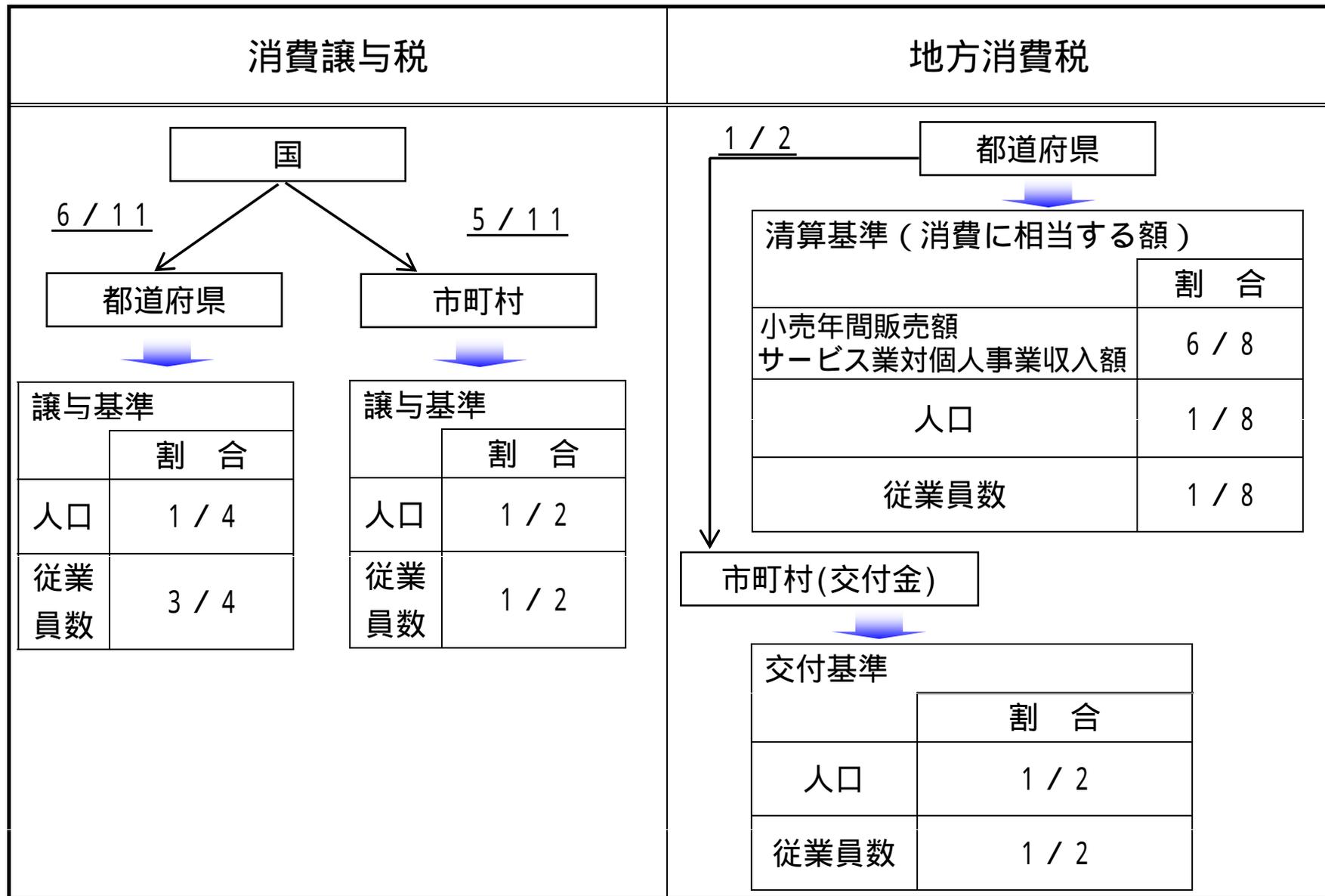
地方分の1.54%については、全国町村会などの要望を踏まえ、全額を地方消費税とするのではなく、一部を交付税財源に回すことを決定。地方単独事業を交付税で財源確保するのがふさわしいとの考えから、10.3兆円のうち国庫補助事業の地方負担7.7兆円、地方単独事業費用2.6兆円という負担割合に基づいて算出し、地方消費税分は1.2%、交付税分は0.34%となった。

< 参考 > 「社会保障四経費」に則った範囲における社会保障給付の県と市の割合(総務省推計)

社会保障給付費地方負担分	7.7兆円	県:市=概ね1:1	地方消費税に対応
単独事業	2.6兆円	県:市=概ね1:3	地方交付税に対応
計	10.3兆円	県:市=概ね45:55	

したがって、引上げ分の地方消費税の都道府県・市町村間の配分については、社会保障給付費の地方負担分の割合を勘案し、1:1が適当か。

# 消費譲与税の譲与基準と地方消費税の清算基準



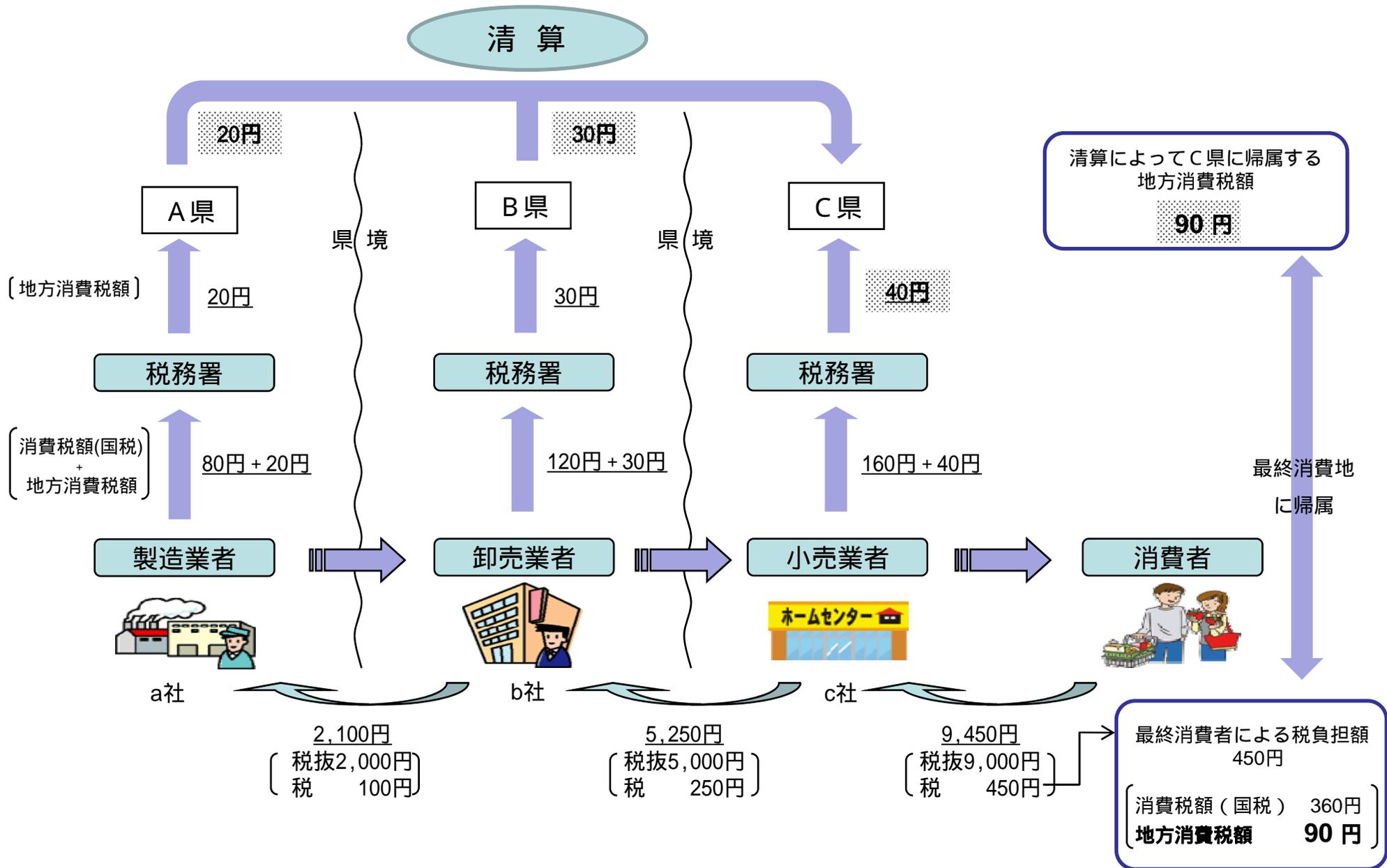
## 地方消費税の性格と仕組み

- 地方消費税は、消費税と同様の性格を持ち、最終的に消費者に負担を求める税。
- 地方消費税は、付加価値が生じる都度、納税していただく仕組み(多段階型付加価値税)であるため、最終消費地と納税地が一致しない。
- そのため、清算によって、最終消費地と税収の最終的な帰属地を、理論的に一致させている。
- 清算は、消費税の課税システムのもとに、実質上、県境調整を行うものであって、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

### (参考: 清算の具体的な仕組み)

- 一旦各都道府県に払い込まれた税収につき、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算。
- 税収の4分の3を「商業統計の小売年間販売額」と「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を「国勢調査の人口」と「事務所・企業統計の従業者数」であん分して計算。

# 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の意義



# 地方消費税の清算基準について

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書(抜粋)H20.4(財)地方自治情報センター

## 『最終消費』代替指標としての人口

- ・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

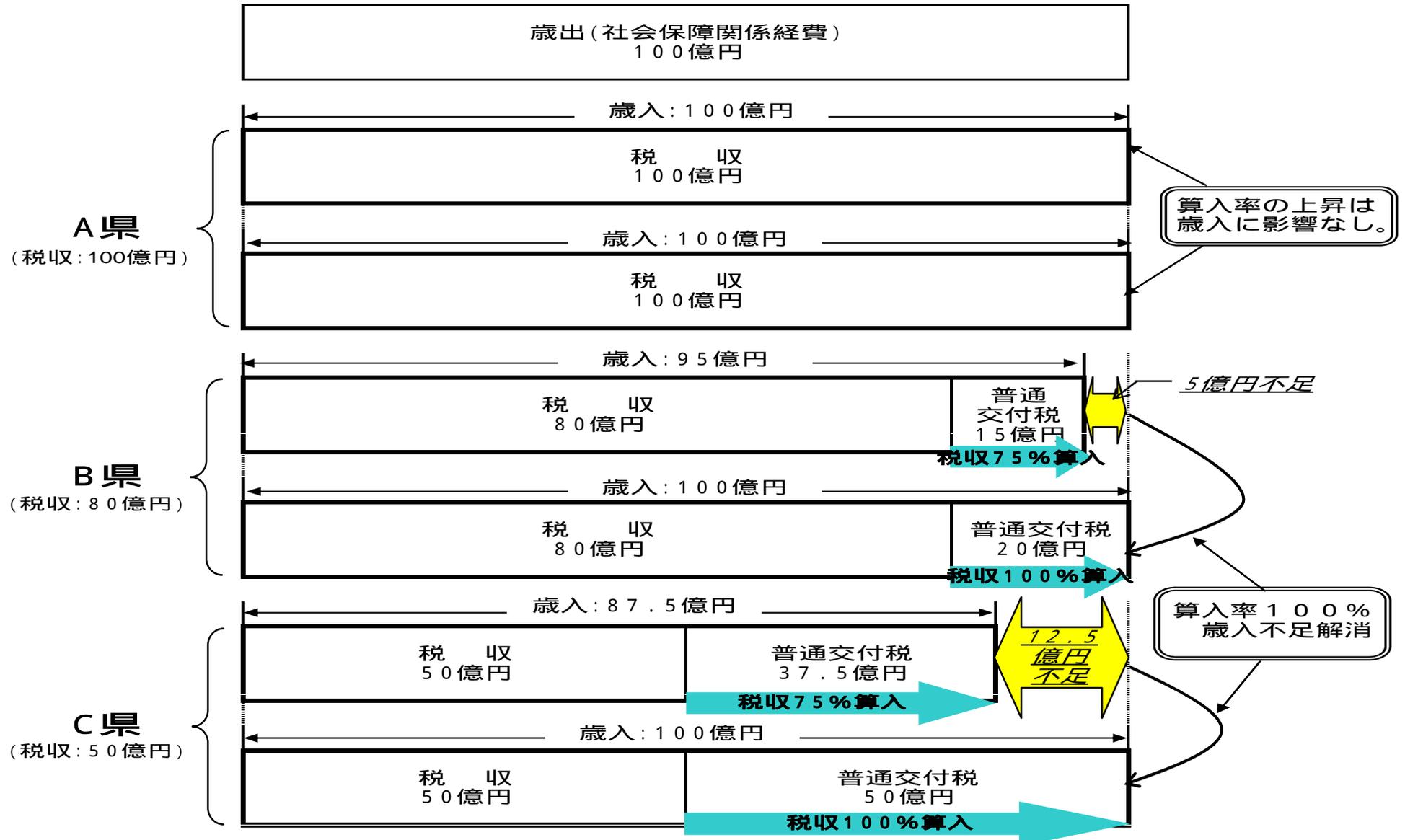
## 供給サイドの統計の利用

- ・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。
- ・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには2つの方向性が考えられる。

現在の統計のうち、サービスについては、『最終消費地』=『購入地』と見なせるものの、小売については、『最終消費地』=『居住地』であると見なせることから、『購入地』の購入額を昼間人口で、『居住地』の消費額を夜間人口で代替し、「小売年間販売額」に昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口)で割ることにより補正するという考え方

正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げることにより対応するという考え方

# 個別団体の歳入に与える基準財政収入額算入率の影響



基準財政収入額算入率を100% (現行: 75%) に引き上げることによって、地方消費税収と社会保障給付水準の差異を解消

# 地方税の偏在是正方策について

## 社会保障・税一体改革大綱(抜粋)

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

### 4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

## 今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見(概要)(抜粋)

### <平成23年12月16日 地方財政審議会>

#### 第一 今後目指すべき地方税財政の方向

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべき。その際、安定的な地方税の充実や偏在是正の観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討すべき。

## 平成24年度税財政等に関する提案(抜粋) <平成23年10月 全国知事会>

### 税制抜本改革の推進

#### 1 社会保障と税の一体改革

##### (5) 地方法人特別税

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。